

案件：青森市屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定を改正する告示案について

1. 青森市屋外広告物条例とは

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として制定。

青森市は平成18年4月より景観行政団体（18年度中の中核市移行を考慮）として、青森市屋外広告物条例、同施行規則及び告示により、広告物の規制を行なっている。

2. 景観審議会に当該案件を諮る根拠

青森市屋外広告物条例第16条で、禁止地域等を指定し、若しくはこれを解除し、若しくは変更しようとするときは、青森市景観審議会の意見を聴かなければならないこととなっている。

青森市屋外広告物条例

（諮問）

第16条 市長は、次に掲げる場合においては、青森市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第四条及び第五条の規定による指定をし、若しくはこれを解除し、若しくは変更し、又は第七条に定める許可を要する地域を変更しようとするとき。
- 二 第八条第二項第一号及び第二号、第三号各号並びに第四号並びに第十二条に規定する基準を定め、又はこれを変更しようとするとき。

3. 改正内容

青森市屋外広告物条例第4条の中で広告物等の禁止地域等として、高速自動車国道や鉄道について市長が指定する区間とされていることから、北海道新幹線が開業すること等により所要の改正をするもの。

① 北海道新幹線

- ・新たに禁止区間として指定

② 県道後平馬屋尻線（みちのく有料道路）付近の路線名変更等

旧 新

路線名変更

- ・ 県道天間館馬屋尻線 ⇒ 県道後平馬屋尻線
- ・ 県道天間館馬屋尻線（みちのく有料道路）
⇒ 県道後平馬屋尻線（みちのく有料道路）

路線名追加

- ・ ⇒ 県道清水川滝沢野内線
- ・ ⇒ 県道青森東インター線

青森市屋外広告物条例

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

十 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の市長が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の市長が指定する区間